



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *18 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1
- *19 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *20 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (")..... 3

規 則

和歌山県規則第18号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第27号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
(会計課等の出納員の会計事務) 第9条 略 2 略 3 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 4 略 別表第4 (第9条、第11条関係)	(会計課等の出納員の会計事務) 第9条 略 2 略 3 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) 略 (3) <u>軽自動車税の環境性能割に係る歳入歳出外現金の受入れに関すること。</u> 4 略 別表第4 (第9条、第11条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">出納員の区分</td> <td>支払等の事務主管の対象となるかい</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員</td> <td>東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新翔くろしお中学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 新宮警察署</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい	略		7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新翔くろしお中学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 新宮警察署	略	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">出納員の区分</td> <td>支払等の事務主管の対象となるかい</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員</td> <td>東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 新宮警察署</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい	略		7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 新宮警察署	略	略
出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい																
略																	
7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新翔くろしお中学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 新宮警察署																
略	略																
出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい																
略																	
7 東牟婁振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 新宮警察署																
略	略																

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る歳入歳出外現金の受入れについては、なお従前の例による。

和歌山県規則第19号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収納の手続)</p> <p>第28条 略 2～4 略</p> <p>5 指定金融機関等は、歳入金を収納したとき若しくは第3項又は第31条第1項の規定により歳入金の払込みを受けたときは、領収証書を納入者又は払込者に交付するとともに、歳入金の収納の場合にあっては収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。</p> <p>(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される法人の県民税、事業税、不動産取得税、<u>自動車税</u>及び鉾区税の徴収金</p> <p>(2) <u>和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第69条の規定による徴収の方法により納付される自動車税の徴収金</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>(マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等)</p> <p>第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク(金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録(電磁的方法で作られた記録をいう。)により収納機関に通知される決済基盤をいう。)を利用して、法人の県民税、事業税、不動産取得税、<u>自動車税</u>及び鉾区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料を収納することができる。</p> <p>2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。</p> <p>(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する法人の県民税、事業税、不動産取得税、<u>自動車税</u>及び鉾区税の徴収金</p> <p>(2) 略</p> <p>(整理区分)</p> <p>第114条 歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分により整理するものとし、その整理の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保管金 源泉徴収に係る所得税、社会保険料、県民税及び市町村民税、差押物件の公売</p>	<p>(収納の手続)</p> <p>第28条 略 2～4 略</p> <p>5 指定金融機関等は、歳入金を収納したとき若しくは第3項又は第31条第1項の規定により歳入金の払込みを受けたときは、領収証書を納入者又は払込者に交付するとともに、歳入金の収納の場合にあっては収納済みの旨を出納機関に通知し、又は報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる歳入金については、領収証書の交付を要しない。</p> <p>(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付される法人の県民税、事業税、不動産取得税、<u>自動車税の種別割</u>及び鉾区税の徴収金</p> <p>(2) <u>和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第68条第4項の規定により納付される自動車税の環境性能割の徴収金</u></p> <p>(3) <u>和歌山県税条例第73条の8の2の規定による徴収の方法により納付される自動車税の種別割の徴収金</u></p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>(マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納等)</p> <p>第29条の2 指定金融機関等は、マルチペイメントネットワーク(金融機関と収納機関とをネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して歳入金を収納することができ、かつ、その結果が即時に電磁的記録(電磁的方法で作られた記録をいう。)により収納機関に通知される決済基盤をいう。)を利用して、法人の県民税、事業税、不動産取得税、<u>自動車税の種別割</u>及び鉾区税の徴収金並びに自動車保管場所申請手数料を収納することができる。</p> <p>2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。</p> <p>(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する法人の県民税、事業税、不動産取得税、<u>自動車税の種別割</u>及び鉾区税の徴収金</p> <p>(2) 略</p> <p>(整理区分)</p> <p>第114条 歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分により整理するものとし、その整理の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保管金 源泉徴収に係る所得税、社会保険料、県民税及び市町村民税、差押物件の公売</p>

代金、特別法人事業税、地方法人特別税、森林環境税、他の地方公共団体の徴収金、交付要求配当金、代位受領金、放置違反金相当金（道路交通法の規定により仮に納付された放置違反金に相当する金額の納付金をいう。以下同じ。）、災害見舞金その他の保管金

(2)・(3) 略

代金、特別法人事業税、地方法人特別税、軽自動車税の環境性能割、森林環境税、他の地方公共団体の徴収金、交付要求配当金、代位受領金、放置違反金相当金（道路交通法の規定により仮に納付された放置違反金に相当する金額の納付金をいう。以下同じ。）、災害見舞金その他の保管金

(2)・(3) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(自動車税に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の和歌山県財務規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この規則の施行の日（附則第5項において「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の徴収金に係る指定金融機関等による収納の手続については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割の徴収金を収納する指定金融機関等に対するこの規則による改正前の和歌山県財務規則第28条第5項ただし書及び第29条の2第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 5 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る歳入歳出外現金の整理区分については、なお従前の例による。

和歌山県規則第20号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定代理金融機関は、各店舗において、次項に規定する収納事務のほか、別表に定める町村の区域内における<u>和歌山県自動車税還付金</u>の支払事務を取り扱うものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(指定納付受託者が納付する<u>自動車税</u>の収納)</p> <p>第9条の3 総括店は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者」という。）が法第231条の2の5の規定により納付する<u>自動車税</u>について、指定納付受託者が納付することによる収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理しなければならない。</p>	<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定代理金融機関は、各店舗において、次項に規定する収納事務のほか、別表に定める町村の区域内における<u>和歌山県自動車税（種別割）還付金</u>の支払事務を取り扱うものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(指定納付受託者が納付する<u>自動車税の種別割</u>の収納)</p> <p>第9条の3 総括店は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者」という。）が法第231条の2の5の規定により納付する<u>自動車税の種別割</u>について、指定納付受託者が納付することによる収納事務に関し別に知事が定めるところにより処理しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る指定代理金融機関による還付金の支払事務及び総括店による収納事務については、なお従前の例による。